

ひがしんファミリーとくとく定期積金規定

「ひがしんファミリーとくとく定期積金」は本規定によりお取扱いさせていただきます。本規定に定めのない項目は、通帳記載の規定、および別冊の「定期預金等規定集」によりお取扱いいたします。

1. (ご契約可能な方)
ご契約時、満18歳以下の子女をお持ちの方。
(以下、子女とはご契約時、満18歳以下のお子様を意味します。)
2. (金利)
子女の人数により金庫所定の金利を適用いたします。
3. (子女の確認)
保険証または住民票等により、お名前、生年月日を確認させていただきます。
4. (契約可能な口数)
子女の人数を限度とします。
5. (掛金の先払い)
証書記載の掛込日より前の先払いによる掛込みはできません。
6. (定期積金の内訳)
この定期積金は個人ローンの発生を予定して、掛込金額を元金満期返済充当部分(以下「元金部分」という)と利息返済充当部分(以下「利息部分」という)に自動的に分割された2口の定期積金が作成されます。
7. (ローンのお申込み)
 - (1) この定期積金を6か月遅滞なく(証書記載の掛込日の翌日から15日以内は可)掛込みいただきますと個人ローン「ひがしん あしすと」のお申込みの資格ができます。
なお、個人ローンのご利用にあたっては、しんきん保証基金による保証が必要となりますので、別途、保証料がかかります。
 - (2) 個人ローン「ひがしん あしすと」のお申込み資格取得以前にお借入をご希望の場合は、10万円以内で、定期積金契約担保融資のお申込みが可能です。
定期積金契約担保融資を受けた場合、個人ローン「ひがしん あしすと」の融資限度額は定期積金契約担保融資額を差し引いた額となります。
 - (3) 当金庫は上記(1)、(2)のローンのお申込みを受付けた際は、所定の審査をいたします。審査の結果ご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。
8. (規定の変更)
 - (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
 - (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
(令和2年4月1日改定)

